

## 第62回関西広域連合委員会

日時：平成27年10月29日（木）

午後4時10分～午後5時03分

場所：大阪府立国際会議場 12階 特別会議場

### 開会 午前4時10分

○広域連合長（井戸敏三） 10分遅れになってしまいましたけれども、早速に第62回関西広域連合委員会を開催させていただきます。

今日は協議事項2件と報告事項7件になっております。

それでは、早速に協議事項の第1の議題に入らせていただきたいと思います。

この冬の電力需給対策についてであります。関西電力の香川副社長にお見えいただいておりますので、香川副社長のほうから今後の見通し等につきましてご説明をいただき、ご意見がありましたら、ご質問等していただいたらと思います。

それでは香川副社長、よろしく申し上げます。

○関西電力（株）香川取締役副社長 関西電力の香川でございます。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

まず、この夏につきましても、自治体の皆さま方、地域、お客さまの多大なる節電のご協力を賜りまして、何とか夏場の需給の安定維持ということができました。改めてこの場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

それでは時間の関係がございますので、早速資料に沿いまして、この冬の需給見通しのご説明をさせていただきます。

私どもの用意させていただきました資料1ページをご覧ください。

このページは、この冬の最大電力想定を考え方をまとめたものでございます。一番左の棒グラフが節電をお願いしていなかった平成22年度冬の最大3日平均の実績を示しております。2,628万キロワットでございます。

左から二つ目の棒グラフ、これが今年の冬、26年度冬の実績2,440万キロワットを

示しております。平成22年度と比較いたしまして、26年度の節電影響、気温影響、経済影響等を算出してお示ししております。

その隣、左から3番目の棒グラフが、この冬、平成27年度冬の想定値でございます。黄色の部分が節電影響につきまして、至近に実施いたしましたアンケート結果を考慮いたしまして101万キロワットの節電分を見込んでおります。青色の部分が経済影響でございます。今後の景気拡大、GDPの伸び等を折り込み、昨年度よりもプラス5万キロワットとなるプラス6万キロワットと見込んでおります。このようにして、平成27年度冬の最大3日平均電力について気温を平年ベースで見た場合に2,375万キロワットと想定いたしました。

その上で、一番右側の棒グラフになります。需給はひっ迫しても一日たりとも停電は許されませんので、まず至近10年の中で最も寒かった平成23年度並みの厳寒を前提といたしまして、気温影響を加味しております。それとともに、最大3日平均を1日最大に換算してお示した数字でございます。結果、最大電力2,496万キロワットと想定いたしました。

2ページをご覧くださいます。

この冬の需給見通しを表で一覧にお示ししております。左から横に①昨年冬の計画時点での想定。二つ目の②、赤枠で示しておりますのがこの冬の想定値でございます。そして差分を記載しております。

赤枠の欄を中心にご覧いただきたいと思います。供給力から想定した需要を差し引きまして、予備力83万キロワット、予備率にして3.3%を確保できている状況でございます。

需要につきましては、先ほど申し上げました2,496万キロワットと想定しており、昨年の計画に比べますとマイナスの39万キロワットとなっております。この需要2,496万キロワットに対して、最大限必要となる予備率を確保すべく供給力として2,579万キロワットを準備しているところでございます。

この供給力の内訳をその下にお示ししておりますが、まず原子力につきましては、昨年の冬と同様、稼働を計画値には織り込んでおらず、ゼロとして計上しております。

火力の欄をご覧くださいますが、昨年の冬と比べますと、定検の繰り延べなどにより、昨年に比べて若干プラス6万キロワットとなっておりますが、ほぼ前年並みの1,668万キロワットを確保しております。自社のみでは供給力が不足しておりますので、他社融通の欄に記載のとおり、468万キロワットを他社融通として確保しております。

最後に、この他社融通を含めた全体の供給力と需要との関係から算出されます中ほどの欄、揚水につきましては276万キロワットとして計上しております。

これら供給力の内訳を合計いたしますと、先ほど申し上げました2,579万キロワットを確保している状況でございます。

3ページをご覧くださいます。

需要側の取組みについてであります。このページにお示ししておりますのは、昨年の冬の需要サイドの取組み、そして実績をお示ししております。この冬も予備率3%を確保できる見通しではございますが、需要の想定には定着した節電を見込んでおりますことから、昨年並みの需要サイドでの取組みを準備し、着実な節電、省エネをお願いさせていただき予定でございます。

具体的な内容につきましては、国の電力需給検証小委員会での検証結果を踏まえ、国としての電力需給対策が取りまとめられるものと思いますので、国及び自治体の皆さま方と連携しながらしっかりとその中身を固め、周知について考えていきたいと考えております。

最後に4ページをご覧くださいます。まとめでございます。

平成27年度最大電力は、23年度並みの厳寒を前提といたしまして、そして定着した節電を101万キロワットを見込むことで2,496万キロワットと想定いたしました。供給力は原子力の再稼働ゼロでありますので、火力の震災特例の活用による定検繰り延べ

などを行う必要もあり、厳しい需給状況となりますが、2,579万キロワットを確保することで予備率3.3%となり、最低限必要となる予備力を確保できる見通しでございます。現在、国の電力需給検証小委員会にて検証の結果が取りまとめられ、近々、その検証結果を踏まえて国としての電力需給対策が取りまとめられるものと考えております。

中西日本全体におきまして予備率は5.4%となり、昨年の冬が4.8%でしたので、昨年に比べ、少し改善する見通しが示されておりますが、繰り返し申しますように、需要の想定の中には定着した節電を織り込んでいることから、この冬におきましても着実な節電、省エネのお願いが必要であると考えております。

引き続き、国及び自治体の皆さまとしっかり連携を図り対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○広域連合長（井戸敏三）** それでは関連して、エネルギー検討会のほうから説明をさせていただきます。お願いします。

**○事務局** それでは続きまして、この冬の広域連合の需給対策についてご説明させていただきます。

この冬の関西電力管内の電力需給見通しにつきましては、資料1-2にお示しさせていただいておりますが、先ほど、関西電力からご説明がございましたので、詳細は省略させていただきます。

ポイントといたしましては、節電を一定量見込み、また定期点検の延期など供給力を最大限確保することによりまして、安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上は確保可能ということでございます。しかし、予備率3%の確保は一定の節電を前提としていることから、着実な節電の実施が必要と考えます。

また、引き続き火力発電が高稼働である中、関西電力さんには計画外停止などのトラブルリスク管理に万全を期していただくことなどが重要と考えております。

このようなことから、広域連合としてこの冬の需給対策の案を11ページの資料1-

2の後の資料1－3にお示ししてございます。

資料1－3をご覧ください。

前文の一番下の段落に書いてございますように、この冬も昨冬と同様に日常的な節電を着実に実施していただくことを呼びかけることとし、また、関西電力にも一層の取組を要請するという案にしてございます。

呼びかけの内容といたしましては、中段の1のとおり、12月1日から3月末日までの平日の9時から21時につきまして、昨冬の需要減少の実績でございます平成22年度冬の比9%減を目安といたしまして、ご家庭に対しましては健康上の支障を及ぼさない範囲で、また、産業・業務系に対しましては、産業活動やライフライン機能等に支障を及ぼさない範囲での無理のない節電への協力をお願いするとしております。各構成府県市におきましては、それぞれ率先的な節電取組を進めますとともに、国や関西電力と連携しつつ節電のご協力について広く広報していきたいと考えております。

また、裏面でございますが、2の関西電力への要請といたしましては、節電についての広報や情報提供、計画外停止等のトラブルリスクの低減、それに万一の需給ひっ迫時の対策を的確に講じること、この3点について改めてお願いしたいと考えてございます。

なお、この夏の電力需給実績につきましては、後ろの資料1－4にまとめてございますが、9月5日の連合委員会でさせていただきました中間報告と大きく変わりませんので、資料添付にとどめさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

**○広域連合長（井戸敏三）** 香川副社長とエネルギー検討会のほうから説明をさせていただきます。

まず、香川副社長のほうにご質問等がある委員がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。

いずれにしても節電が前提になってますから、関西電力側からすると、節電を府県

民の皆さんが取り組んでいただかないと、この試算が成り立たないということである  
うと思いますので、ということは、各府県を含めて、この冬もぜひ節電協力を呼びか  
けてほしいということになるのでしょうか。

**○関西電力（株）香川取締役副社長** 今、ご説明の中で、まさに連合長おっしゃっ  
たとおりでありまして、この最低限必要な予備率の3%といたしますのは、需要想定の中  
中で定着していただきたい、いただけるであろうボリューム、101万キロワットを見  
込んでおりますので、この冬につきましても、昨年とほぼ同様の取組みが必要ではな  
いかと考えております。

したがいまして、広域連合をはじめとした自治体の皆さま方、そして国のほうで  
近々取りまとめられるでありましよう需給対策と連携しながら、私どものほうも節電  
のお願いに対する協力をしていきたいということで、最終的な取りまとめを行ってま  
いりたいと考えております。

**○広域連合長（井戸敏三）** その他にご質問なりご意見ございますか。

そうすると、ご意見やご異議がなければ、お諮りをさせていただくということにな  
るんですが、今年の冬もエネルギー検討会が取りまとめたような方向で、広域連合と  
して取り組むということにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、資料の1-3の取組をこのように決めさせていただきたいと思います。

あわせまして関西電力への要請が三つございますが、関西電力としても、この要請  
に対しまして誠実に対応していただきたいと思います。

**○関西電力（株）香川取締役副社長** ありがとうございます。節電につきましては、  
私ども自身としても、近々、この内容及び国の取りまとめを踏まえて、私どものほう  
からも改めて皆さま方をお願いすることになろうかと思えます。

今、連合長からご意見いただきました弊社に対する要請につきましてははっきりと  
受けとめて、この冬を乗り切るためにもやってみいりたいと思いますので、この冬に  
つきましても引き続きご支援、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○**広域連合長（井戸敏三）** 一つだけ教えてほしいんですけども、姫路第二の圧力プレート設置による減というのはどういう意味なのでしょう。

○**関西電力（株）香川取締役副社長** 姫路第二発電所でこの夏前にトラブルがございまして、羽の部分でのトラブルが発見されました。結果として、各号機の関連する箇所について、圧力プレートというものを措置しております。本来の羽ではなくて圧力プレートに臨時的に置きかえているものでありますから、同様に蒸気がかかりましても出力が少し落ちます。応急措置といったら少し言い過ぎかもしれませんが、本来の羽の交換までは至っておらず、圧力プレートという形での代品でその交換を行い、安全の確保をしているということでございますので、同様な蒸気の発生をしても、少し本来よりも出力が落ちるということを反映した数字がその主なものでございます。

○**広域連合長（井戸敏三）** ありがとうございます。他にご質問等ございませんでしたら、この件は以上とさせていただきます。

香川副社長、ご出席ありがとうございます。

それでは続きまして、二つ目の、平成28年度の国の予算編成に対する提案につきまして、本部事務局のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

○**事務局** それでは資料2でございます。国の提案につきましてご説明をさせていただきます。

5月に連合委員会で協議いただきましたこの件につきまして、この間の動向を踏まえ改めてまとめさせていただいております。主な変更点については概要の資料に記載いたしておりますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

なお、本文にアンダーラインを示しております。これは変更点についてのアンダーラインでございますので、ご参照いただきたいと思います。

まず表書きでございますけれども、これにつきましては関西圏域の展望研究会の報告書において提案のありました二つの政策コンセプトであります国土の双眼構造を実現する関西、もう一つが、人が還流し地域の魅力を高める関西、この内容を踏まえ

して追記をしております。

次に、1ページの3のところ、国からの事務・権限移譲の推進についてであります。まず提案募集につきましては、連合から行いました25項目を明記し、その実現を図ること求めております。

また、2ページの提案募集方式の見直しにつきましては、項立てをしまして、地方からの提案の検討に当たっては、支障がない限り移譲・見直しの方向で取り組むこと、また、提案の対象を幅広く取り扱うように求めております。

7ページにふるさと納税に関する見直しの項目がございます。この企業版ふるさと納税が②にありますけれども、これにつきましては、寄附に伴う税額控除等は地方税ではなく国税で対応するということを求めております。

次に、8ページの東京一極集中からの脱却についてでございます。②の政府機関関係の移転に関しましては、積極な地方への移転を図ること、また、この移転に関しまして、地方負担の軽減を求めております。

また、政府機関の移転につきましては、国側の論理による視点で検討したり、そもそも移転になじまない機関まで候補に挙がっているというものもありますので、しっかりと地方の側に立った視点で取り組むことを追記しております。

次に、12ページの地域の施策を支援する仕組みづくりにつきまして、新型交付金について、国費ベースで0.1兆円が計上されておりますが、さらに予算額の充実を図っていただきたいということを求めております。

次に、22ページの北陸新幹線の整備促進について、これにつきましても、一日も早い大阪でのフル規格での整備等について求めております。また、23ページのリニア中央新幹線の全線同時開業につきましては、本年8月に閣議決定されました国土形成計画の記述を加えて、東京・大阪間の全線同時開業を求めております。

次に、26ページの大規模災害に備えたインフラ等整備予算の総額確保につきましては、地域の事情に応じて多様化する災害リスクに対応したインフラ等の整備のための

予算確保について追記をしております。

また、28ページの水道施設の耐震化と水道事業の広域化の推進につきましては、水道施設の耐震化率が依然として低い状態であるということを踏まえまして、南海トラフ巨大地震等に備えるため計画的な耐震化が必要なことから、財政支援を求めることを追記しております。

次に、34ページの原子力発電所の安全確保につきましては、原子力発電所の再稼働に当たって、国や自治体の権限等の法定化を求めることを追記しております。

また、35ページの安全協定の関係ですが、これにつきましても法で位置づけを行うことを追記しております。

次に、37ページのエネルギー政策の推進でございますが、一つは天然ガスパイプラインの整備につきまして、全国天然ガスパイプライン幹線計画の策定や、南北横断のパイプラインの整備等の推進を求めています。

次、38ページに移りまして、再生可能エネルギーの導入への積極的な取組につきましては、固定価格買取制度の適切な見直し、これに当たりましてエネルギーの地産地消による地方創生の観点が必要であるということから、地域の多様な再生可能エネルギーの導入を推進すべきということの提案を行っております。

その下の⑤ですが、再生可能エネルギーの導入量につきましては、技術開発による効率化などの実現によりまして、その導入量をいち早く目標へと引き上げることを追記しているところでございます。

次に、41ページの観光・文化の関係ですが、まず41ページの下の方に、訪日旅行促進事業の充実ということで、海外からの誘客の促進でございますが、これにつきましては、広域観光周遊ルート形成促進事業の充実と財源確保ということを求めています。

次のページの文化振興施策の関係につきましては、はなやか関西・文化戦略会議の結果を反映して、関西にもプロデューサーの設置の要望を追記しております。

次の44ページのT P Pの関係でございますけれども、T P P協定の大筋合意に伴いまず必要な対策の実施につきまして、必要な分野への支援策を適切に行うことを追記しております。

また、45ページの地産地消の推進につきましては、T P PのI S D条項に抵触することのないようT P P協定を進めることを提案しております。

その下のところで、起業等の多様な担い手の農業参入の推進がありますが、より企業等の多様な担い手が参入しやすい環境の整備に努めることを求めています。

次の46ページでございますが、医療提供体制の確保・充実につきまして、ドクターヘリの運航経費につきましては、引き続き、所要の財源確保がなされること、また、ドクターヘリ以外につきましても、所要の財源確保を行うことの提案をしております。

最後になりますけれども、56ページに危険ドラッグの対策、充実強化を入れております。インターネット等による販売や、新たな薬物としてシバガスが流通しているというような状況などから、引き続き、危険ドラッグ対策の充実強化を求めているという内容でございます。

説明は以上でございます。

**○広域連合長（井戸敏三）** ありがとうございます。追加事項を中心に、あるいは修正した箇所を中心にご説明をしましたが、それぞれにつきまして、全体で結構ですから、ご意見なりご質疑がございましたらお願いしたいと思います。

T P Pと関連してI S D条項の地産地消への支障がないようにというのが要望に入っていましたけれども、I S D条項というのは具体的にはどういう内容なんですか。

**○事務局** 企業さんと国家間との間に紛争が生じた場合に、それを解決するための条項です。

**○広域連合長（井戸敏三）** 地産地消というのは一種の購入限定だから、企業がクレームをつけてきたら、対応せざるを得なくなるおそれがあるぞと、そういう意味ですか。

○事務局 そのように理解をしております。

○広域連合長（井戸敏三） 一応、きちっと確認しておいてください。言うからには。それで言っとかないと、地産地消に対してクレームつけてくるかな、わからないね。どんなのが出てくるかわからないから、すみません。

その他にございませんでしょうか。

○副委員（植田浩） 大阪府です。若干細かいことで恐縮ですけれども、その前に、今回、事務的な調整の過程で大阪府の意見、さまざま採用いただいていることもございますので、御礼申し上げたいと思います。

8ページの地方創生の関係で、1の（1）①の二つ目のポツに地方拠点強化税制の関係がございます。これも今回ではないんですが、前回、大阪府から意見を申し上げさせていただいた点なんですけれども、今回のまち・ひと・しごと創生の中で、地方拠点強化税制の対象地域が近畿圏整備法で定める規制都市区域、具体的には大阪府の中で言いますと大阪市の全域、それから東大阪、守口、堺のそれぞれ一部地域なんです。ここだけ対象地域から外れているという実態があります。大阪に限らず京都ですとか、兵庫県の中でも幾つか地域があると伺っておりますが、そもそもまち・ひと・しごとの基本的な思想というのは、東京一極集中の是正だと思っておりますし、具体的に去年の11月、去年の今ごろできたまち・ひと・しごと創生法、法律の中にも明確に東京一極集中の過度の是正をすべきということが掲げられているわけです。その中で関西の中の地域を二つに色分けして議論するというのはそもそもおかしいんじゃないかという問題意識を持っております。ぜひともここは今後とも強く申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） 表現はこの程度でいいですか、とりあえず。

○副委員（植田浩） とりあえずは。

○広域連合長（井戸敏三） 地方拠点強化税制における支援対象地域について、近

畿圏整備法で定める規制都市区域を含めた地域に見直すこと。支援対象地域というのは全部なんですよ。だからもう少し書き込んだほうがいいかもしれませんね。これは事務局と調整させていただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。

それでは、予定はいつまでに取りまとめるんですか。

**○事務局** 11月の中ごろには、国のほうに要望させていただきたいと思いますので、早々に手続させていただきます。

**○広域連合長（井戸敏三）** それでは11月中ごろには国に提案をするというスケジュールのようですので、それまでの間、お気づきの点がございましたら、事務局のほうにご意見をお寄せいただきたいと思います。そして調整をさせていただきます。だんだん増えてる感じになるね。それじゃあよろしく願いいたします。

続きまして、報告事項に入らせていただきたいと思います。

報告事項の1番は、在日米国商工会議所とのパネルディスカッションの実施結果についてです。

事務局、お願いします。

**○事務局** 在日米国商工会議所（ACCJ）とのパネルディスカッションにつきましては、10月16日に開催をさせていただきました。連合からは井戸連合長、京都府の城福副委員、堺市の狭間副委員にご出席をいただきました。5時半からのパネルディスカッションと、その後のレセプションということで、おおむね80名近くのご参加を得たところでございます。

主な発言でございますけれども、井戸連合長のほうからは、ACCJの会員企業に会社内留学という形で人材を受け入れていただき、人材を育成するシステムができないかという提案がございました。また、関西に本社機能を引っ張ってくるための兵庫県での取組であります法人事業税の優遇策や補助金の交付制度の紹介がありました。

また、城福副委員からは、アメリカ大手旅行雑誌のトラベル・アンド・レジャーで

京都が2年連続世界一に選ばれたこと。また、多様性を受け入れる背景があることが京都の魅力であるというような発言がございました。

狭間副委員からは、アセアン諸国の大学生が堺市内の小中学校などを回ってそれぞれの国の文化を伝えてもらっていること、また、留学生に市内企業でのインターンシップ活動を通じて卒業後に就職先に選んでいただくというプログラムを実施しているということの紹介がありました。

また、ダイバーシティの推進に当たっては、ACCJとの連携が必要であるという前向きな発言がございました。

報告は以上でございます。

**○広域連合長（井戸敏三）** これは2回目になるんですけども、来年度、もし開催するんだとすると、開催方法について、結局、パネルディスカッションとってみても、具体的な意見交換を相互にしているわけではない、ある意味で自分の関心事をパネラーが勝手にしゃべってるという、こういう感じになってますので、相互の意見交換になってないというところもありますので、具体的な運びとしてどうするかというのを少し来年度に当たっては検討していく必要があるのではないかと感じております。

しかし、こういうACCJというようなところ、他にも在日フランス商工会議所、在日スイス商工会議所、いろいろな関係機関もありますから、そういうような機関等も含めて議論を積み重ねていくということは非常に重要なのではないかと、このように思っております。

私にとりまして一番成果があったのは、イーライリリーが神戸にちゃんととどまるということを意見表示していただきましたので、大変意義があったんであります。今まで正式表示がなかったものですから気になってたんですけども、おかげさまでありがとうございました。

それでは次に参ります。

関西圏域の将来展望シンポジウムについて、これは何度も既に事前アナウンスをさせていただいておりますが、11月14日の土曜日に、石破大臣がお見えいただきまして、特別講演と、それから鼎談をさせていただいて、石破大臣と21世紀展望の五百旗頭先生と私とで鼎談をさせていただいて、その後、取組事例の紹介をパネルディスカッション形式でさせていただくという将来展望シンポジウムでございます。ふるってご参加をいただきたいと思います。

応募状況はどういう状況ですか。

○事務局　まだ、席の余裕がございますので、できるだけ参加していただけたらと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　空席がないようにしましょうね、工夫をして。

それでは次に、平井委員が見えましたので、引き続き、地方分権改革に関する提案募集への対応についてご報告させていただきたいと思います。

事務局のほうから説明してください。

○事務局　資料5をご覧ください。

地方分権改革に関する提案募集につきましては、広域連合から提案しました25項目のうち17項目が内閣府と関係府省との間で調整を行うものとされており、これらにつきましては7月に国の第1次回答があり、これに対して広域連合から意見を提出しておりましたが、今月初めに第2次回答が公表されましたので、ご報告いたします。

1の所管府省の第2次回答の結果でございますが、提案を踏まえて検討を行うものが国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直しなどの3項目、現行制度で対応可能とするものがサービス付き高齢者向け住宅の要件緩和などの2項目、対応不可が12項目となっております。第1次回答からは結果の変更はございません。

下の2に、所管府省の回答と広域連合の意見を要約して記載しておりますが、第1次回答で、当該事務については国が責任を持って行う必要があるといった理由で対応不可とされたものに対して、広域連合から意見を出し、反論を行いましたが、第2次

回答でも同様の厳しい回答となっております。

例えば3ページをおめくりいただきまして、⑧の複数府県にまたがる都市計画区域の指定権限の移譲の第2次回答をご覧いただきますと、広域連合は都道府県、市町村の一部の事務のみを行うもの、解散・脱退も可能で、総合的な権能を持つ安定的な団体とは言えず、都市計画に関する事務の実施に支障を来すという内容となっております。

次に、共同提案に係る第2次回答についてご報告いたします。6ページをご覧ください。

共同提案につきましては、内閣府と関係府省との間で調整を行うものは24項目ございますが、第1次回答で対応不可とされたもののうち3項目が提案を踏まえた検討に、同じく対応不可とされたもの1項目が現行制度で対応可能に変更されましたので、対応を踏まえ検討が11項目、現行制度で対応可能が4項目、対応不可が9項目となっております。

5ページにお戻りください。

下の3の今後のスケジュールでございます。国における事務折衝などを経て、12月中旬には対応方針が決定される予定となっております。

ご説明は以上でございます。

**○広域連合長（井戸敏三）** 提案募集に対する第2次意見を出しましたけれども、結果としては変わっていないというのが実情です。各府県との共同提案のものは三つほどが検討俎上に上がったり、現行制度で対応可能になったわけでありましてけれども、今後のこの2次回答の結果に対する対応というのはどういうことになるんですか、今後の進め方としては。

**○事務局** 手続としましては、もう地方の側からの意見を出すというようなものはございませんでして、国において調整をされて12月中に決定されると聞いております。

**○広域連合長（井戸敏三）** そうすると、この内閣府の事務局は、関係省庁で協議

をするのは検討を踏まえて、検討というものだけですか。それ以外は関係省庁と協議をすることはないということになるんですか。そうなるということは、余り意味がないよね。提案を募集しても、関係省庁とじかに我々がやったほうがましなんだよね。

どうぞ、平井委員。

**○委員（平井伸治）** これについては、私もたまたま委員なものですから、関西広域連合の提案を真摯に受けとめるべきだという主張を委員会のほうでもさせていただいております。これから政務の折衝というのがありまして、政治家ベースで、事務的には通り一遍の回答しか来ないものですから、政務のこれから動きがあると思います。粘り強く当方の意見については意思表示をしていけばいいんじゃないかと思いますし、私もまた11月の委員会で主張させていただきたいと思います。

**○広域連合長（井戸敏三）** その決意表明をお聞きしようということで平井委員をお待ちしておりました。ただ、いずれにしてもこういうやり方だとなかなかこちらが要請しているような項目が俎上に上がっていかないという危険がありますね。ですからその辺はぜひ委員会のほうで積極的に取り上げていただくように働きかけ等を平井委員のほうからしていただくとありがたいと思います。

他に何かございますか。

それでは続きまして、資料6の琵琶湖・淀川流域対策につきましての検討会の開催結果についてご説明をさせていただきます。

本部事務局お願いします。

**○事務局** 琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会でございますが、第8回研究会を10月1日に開催しましたのでご報告いたします。

この回では、流域のガバナンスを考える関西広域連合の役割というテーマで、道州制のあり方研究会の座長を務めていただきました同志社大学の新川先生から、道州制研究会での議論を踏まえて統合的な流域管理において広域連合が果たし得る役割について問題提起をしていただきました。

審議内容でございますが、広域連合が果たし得る役割につきまして新川先生からの主な意見をご紹介しますと、一つ目のポツでございます。上から下への一方通行である国と地方の関係を双方向にしていくには、地方側の責任能力を高めていく必要があります、まず府県、広域連合が力をつけ、段階的に基礎自治体に権限移譲という図式を考えてほしい。その意味で府県、広域連合の果たす役割は大きいのではないかとというご意見。

二つ目のポツでございますが、広域連合の役割は連携、調整、促進することではないか。流域の価値を幅広く知ってもらい、流域の世論を形成し、具体的な問題に対して広域的な観点で利害調整を行うことが重要ではないかといったご意見でございました。

次回の研究会は来年1月29日開催を予定しておりますが、これまでの議論を踏まえて、課題解決の方向性のたたき台をもとにして総合的な議論を進める予定でございます。

ご説明は以上でございます。

**○広域連合長（井戸敏三）** 新川先生の主張に対して、他の委員の先生方のご意見なりはどんな感じだったんでしょう。

**○事務局** 新川先生の主なご意見といたしましては、やはり連合の役割というのは連携、調整、促進だということをおっしゃられまして、それに関しまして研究会の委員の先生方、例えば連携、調整というのは流域内の指標等をまとめることなのかなといった確認を出していただいたりしました。

それから流域を管理するときに財源の話につきまして新川先生のご意見について、新川先生からは、課税権が広域連合にありませんので、道州制のあり方研究会でもそこは置いた形になってはいますが、今後は課税権がない中でも、各府県が例えば森林税等で課税をしているものをプールしておいて、それを充てるということも考えられるよねというようなお話もございました。

○**広域連合長（井戸敏三）** 結局、流域管理についての新しい具体的な提案はなかったということですね。つまり広域連合の今のような仕組みを前提にしてどう取り組んでいったらいいのかというレベルで議論が行われたということですね。それだとすると少し寂しいんですよ、議論展開としては。できれば具体的な提案レベルまで高めたいというのが、この研究会をやっている意味でもありますので、その辺、取りまとめの際にどう取りまとめていくかよく検討していくことにしたいと思います。

他にご意見ございますでしょうか。

それでは続いて、国家戦略特区の最近の動きにつきましてご報告を申し上げます。

事務局、お願いします。

○**事務局** 資料7をご覧くださいませるか。

前回委員会からの国家戦略特区の動きとして、新たに規制改革メニューを活用して取り組む事業が関西で追加されましたので、簡単にご報告させていただきます。

去る10月14日に区域会議が開催されまして、資料の（1）と（2）にあるとおり、関西圏と養父市において特定非営利活動法人設立促進事業といたしまして、NPO法人の設立を促進するため、認証手続における申請書類の縦覧期間を2カ月から2週間に短縮する、特定非営利活動促進法の特例を活用する事業を区域計画に追加し、当該計画は10月20日付で内閣総理大臣の認定を受けたところでございます。

説明は以上です。

○**広域連合長（井戸敏三）** 今日、私どものほうもこのNPO法人の設立手続の迅速化につきまして条例改正をいたしまして、即日施行することにいたしました。縦覧期間が2カ月が2週間になりますので、ですからそういう意味からすると大変迅速化されるということにつながります。具体の事例がまだ来ているわけではありませんけれども、制度としての枠組みは用意したということでもあります。ぜひご活用をいただきたいと思います。

ご質問等ございますか。

なければ次に入らせていただきます。

資料 8、平成27年度関西エコオフィス大賞の募集についてです。

西嶋さん、お願いいたします。

**○副委員（西嶋栄治）** 平成27年度関西エコオフィス大賞の募集について報告をさせていただきます。

広域環境保全局では適正冷暖房温度の設定や夏冬エコスタイルなど身近なところからの省エネルギー等の取組を実施する事業所に、「関西エコオフィス宣言事業所」として宣言していただきまして、地球温暖化防止活動の裾野を広げていくという「関西エコオフィス運動」を推進しております。

現在、1,676の事業所が宣言されております。この宣言事業所のうちすぐれた取組を行っている事業所を表彰し、情報発信をすることで「関西エコオフィス運動」のさらなる普及促進を図ることを目的といたしまして、毎年、「関西エコオフィス大賞」の募集を行っており、本年は10月20日から既に募集を始めております。

募集の周知につきましては、宣言事業所への周知とあわせまして、宣言登録をしていない事業所でありましても、登録とあわせて同時に応募が可能であることを明確にいたしまして、報道発表や関西経済連合会に周知の協力をお願いするなど、表彰の実施にあわせまして宣言事業所の拡大を図るべく積極的な広報、周知を行っております。

ちなみに裏面を見ていただきますと、これまで表彰をさせていただきました事業所が記載されておりますので、またご覧いただきたいと存じます。

今後は、12月25日に募集を締め切りまして、1月に審査会、2月以降に表彰式を行うとともに、先進事例といたしましてホームページ等で広く公表することによりまして、地球環境に優しいオフィス活動をさらに広げてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

**○広域連合長（井戸敏三）** ありがとうございました。関西エコオフィス大賞、もう今度で5年目になりますから、ぜひメンバーの皆様方のほうからも関係の企業等に

応募勸奨をしていただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから11月臨時会ですけれども、11月19日に広域連合議会が開催されることになっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと存じます。

それから資料配付で中間評価につきましてまとめておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。

あわせまして、滋賀で今月23日までアール・ブリュットの大会が開かれて、イベントが開かれてますので、ぜひお出かけいただきたいと思ひます。滋賀県さんはずっとアール・ブリュット、力を入れて実施されておられます。

それから関西の祭り情報サイトの多言語対応につきまして資料を準備していただひています。

それから関西文化の日につきましては、文化施設の入館料を無料にして、文化に気軽に触れていただこうと、11月14、15日を中心に実施します。2府8県で取り組んでいきますので、資料をつけております。ご参照ください。

それから最後、どうぞ。

**○委員（平井伸治）** 最後は国際シンポジウム「関西アーティスト・イン・レジデンス」で、関西に国内外から来られる芸術家を呼び込んでいこうと、そういう事業を関西一円の事業として、今年は鳥取県の米子コンベンションセンターで開催をすることになりました。ぜひふるってご参加をいただきたいと思ひます。

**○広域連合長（井戸敏三）** 他に事務局、何か連絡事項ありますか。特になひ。

それでは、少し急ぎましたけれども、以上で第62回関西広域連合委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

**○事務局** この場で記者会見に臨みたいと思ひます。もし質問がありましたら挙手をお願ひいたします。

どうぞ。

○日本経済新聞　日本経済新聞の種田と申します。本日、京都市議会で奈良県の参加を認める規約改正の議決があつて、全府縣市議会の同意を得た形になつたと思うんですけども、まだ途中段階ではありますが、連合長と奥田副知事もいらっしゃつてるので、コメントをいただけたらありがたいのですが。

○広域連合長（井戸敏三）　もう既に具体の構成メンバーの議会によります規約のご議決が順次可決していただけてきております。全部がそろいましたら、総務大臣のほうに申請をして、できれば12月には奈良県の正式加入をいただいて、新しい体制で発足をしたい、このように考えております。

前にも触れましたけれども、奈良が入っていただくことによりまして、関西の一体性というのをアピールできる体制に関西広域連合はなりますので、このことを強く中央政府に対しましても、あるいは他の地域に対しましても、海外に対しましても発信していきたい、このように考えているものでございます。

○奈良県副知事（奥田喜則）　奈良県でございます。今回、部分参加ということで加入をさせていただきました。奈良県は文化、観光、スポーツ、防災分野に参加をさせていただくわけでありましてけれども、これは、奈良県が持つております特性を生かせる分野であろうかなと思つておりますので、この辺をまた広域連合の皆様方にご指導をいただきながら、よりよい連携事業を行つていきたいと思つております。よろしくお願ひします。

○事務局　よろしいですか。

○日本経済新聞　ありがとうございます。

○事務局　他にございませんか。

それではこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会　午後5時03分